

古賀市物価高騰対策事業者支援補助金 (省エネ推進タイプ)のご案内

物価高騰の影響を受けている市内中小事業者等の経営効率化を後押しするため、新たに省エネ機器を導入する事業者に対し最大50万円の補助金を交付します。

①支援内容

令和7年4月1日～令和8年1月30日の間に、

新規に**省エネ機器**を市内事業所等に導入した中小事業者、個人事業主に対し、

購入額と設置費用の3分の2相当額を最大50万円まで支援します。

②対象機器

対象機器は、事業の用に供される以下の4種の省エネ機器です。



給湯器・ボイラ



厨房機器
(コンロ、オーブン、レンジ、炊飯器、食洗器、食品加工機など)



保温・保冷機器
(保温・保冷機、冷凍・冷蔵ショーケースなど)



冷暖房機器
(ファンヒーター、冷風機など)

※統一省エネマークや製品カタログ等により一定の省エネ性能を有していることが確認できる機器に限ります。

※電気、ガス、灯油等、燃料の種別は問いません。

※保温・保冷機器のうち冷凍・冷蔵庫、冷暖房機器のうちエアコンは対象外です。

③対象者

以下のすべてを満たす**中小事業者**と**個人事業主**が対象です。

- ①市内に事業所等を有し事業を営んでいる。
- ②今後も市内で事業を継続する意志がある。
- ③市税に滞納がない。
- ④関係法令を遵守している。

申請期間

令和7年8月29日(金)
～令和8年1月30日(金)
16:00(必着)

※裏面や要領をよく読んだ上で、必要書類を提出してください。

※設置が期間内に間に合わない場合等
はご相談ください。

※事前相談を推奨しています。

【申請・お問合せ先】

〒811-3192 古賀市駅東1-1-1

古賀市商工政策課 事業者支援係(市役所第2庁舎3階)

TEL: 092-942-1176(直通) 平日(9:00～16:00)

④必要書類

申請内容に応じて、下記の内容とは別に書類の提出を求める場合があります。

	書類	備考
①	交付申請書兼実績報告書 (様式第1号)	(法人)法人の代表者印を押印してください。
②	誓約書兼同意書	
③	交付申請額計算書	⑥支払いを証する領収書等と照合してください。
④	市内中小企業者であることを確認 できる書類	(法人)現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し (個人)事業を営んでいることを証する書類(確定申告書など) ※上記書類で市内事業所等の住所が確認できない場合は 公共料金の領収書など、市内で事業を営んでいることが 分かる書類を添付してください。
⑤	本人確認書類 ※個人事業主のみ	マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等
⑥	支払いを証する領収書類	領収書、レシート等 ※宛名、型式・型番、数量の記載があること。 ※内訳等が不明瞭な場合は、別途明細書を添付すること。
⑦	省エネ性能が分かる書類	統一省エネマークの記載のある書類、商品カタログ等
⑧	設置状況が分かる書類	写真等
⑨	市税に滞納のない証明書	古賀市収納管理課にて取得してください。 ※市税の納付直後は、情報反映ができず滞納と標記される場合があります。その場合は、市税の領収書を提示してください。
⑩	振込先が分かる書類	通帳の写しなど

※詳細については、古賀市ホームページをご覧ください。

※ここに記載のあることのほか、「古賀市物価高騰対策事業者支援補助金(省エネ推進タイプ)交付要綱」に定める内容に基づき支援します。

※提出された書類は公的機関に照会することがあります。

⑤注意事項

- 【中小企業者とは】資本金の額又は出資の総額が3億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円)を超えない事業者、又は、常時使用する従業員の数が300人(卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人、小売業を主たる事業とする事業者については50人)を超えない事業者のいずれかに該当するものをいいます。
- 【事業所等とは】事務所、店舗、工場又は倉庫のことをいいます。
- 【対象とならない機器】機能や数量が過大なもの、中古又はリース取引等に基づき取得したもの、販売又は貸付等による利益を得る目的のもの、従業員の福利厚生を目的とするもの、備蓄を目的とするもの、その他市長が適当でないと認めるものは対象となりません。また、過去に古賀市電気(・ガス)料金高騰対策事業者支援金を活用して導入した機器と同一又は類似の機器の導入は対象外です。
- 【対象とならない費用】公租公課、修理・修繕にかかる費用、オプションとして設置する装飾品等の設置にかかる費用、設置に伴って行う追加工事にかかる費用、既存設備等の撤去・廃棄にかかる費用、各種保証、保険料、相談料、各種手数料、各種ポイント等を利用した場合のポイント利用額や値引き相当額、その他市長が適当でないと認めるものは対象となりません。
- 【現地確認】必要に応じて事業所等に職員が伺い、現地確認を行う場合があります。
- 【交付後の処分】支援金の交付を受けた機器は、耐用年数又は5年が経過するまで処分できません。上記の違反があった場合、支援金の返還を求める場合があります。なお、故障等によりやむを得ず処分する場合はこの限りではありません。